

ロープ高所作業墜落防止を法令化。特別教育が義務化されました。

ロープ高所作業 特別教育の ご案内



ロープ高所作業とは…

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業。
※40度未満の斜面における作業を除く。 (安衛則第539条の2より)

その危険防止を図るため、労働安全衛生規則が一部改正され、

平成28年7月1日からロープ高所作業特別教育が義務付けられました。

(労働安全衛生規則 第36条40号)

※昇降器具:労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であって、作業箇所の上にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの。

※身体保持器具:労働者の身体を保持するための器具。



より安全性を高めるため、実務経験のある方にも必要な教育となります。
かけがえのない命と身体。労働災害を防ぐためにもお早めの受講をお勧めします。

学科教育	内容	
1	ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法 1時間
2	メインロープ等に関する知識	・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の点検と整備の方法 1時間
3	労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全帯、保護帽の使用方法和保守点検の方法 1時間
4	関係法令	法、令、安衛則内の関係条項 1時間

実技教育	
ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害防止のための措置並びに安全帯と保護帽の取扱い	2時間
メインロープ等の点検	1時間

労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所株式会社

本社：〒252-5292 神奈川県相模原市中央区田名3700番地

お問い合わせは電話またはwebで!! [キャタピラー教習所](#) [検索](#)

技能講習・安全教育のご用命は当社まで

北海道教習センター:Tel.011-795-7022
青森教習センター:Tel.017-737-3722
宮城教習センター:Tel.022-29-3911
埼玉教習センター:Tel.049-572-1177
栃木教習センター:Tel.042-763-7103
関東教習センター:Tel.04-7139-2126
新潟教習センター:Tel.025-232-7611
静岡教習センター:Tel.054-641-7010
東海教習センター:Tel.0532-65-6161
名古屋教習所:Tel.0567-66-0161

北陸教習センター:Tel.076-258-2302
近畿教習センター:Tel.072-641-1121
・茨木教習所:Tel.072-641-1121
・大阪南教習所:Tel.0725-56-6373
和歌山教習センター:Tel.073-455-3377
兵庫教習センター:Tel.0794-67-2211
岡山教習センター:Tel.086-272-0001
広島教習センター:Tel.0829-34-3011

(九州地区)
福岡教習センター:Tel.092-924-1456
・北九州会場:Tel.093-571-4426
佐賀教習センター:Tel.0952-68-2133
長崎教習センター:Tel.0957-26-3735
熊本教習センター:Tel.096-232-9776
大分教習センター:Tel.097-573-5965
高崎教習センター:Tel.0985-78-3500
鹿児島教習センター:Tel.0995-62-7575